

【4】三帰依具足戒法の制定とサンガ祖形の形成

はじめに

本章では「三帰依具足戒」の制定過程を検討する。その年次を検討することが中心主題であるが、筆者はこの「三帰依具足戒」が制定されたことによってサンガの祖形というべきものが形成されたと考えるので、併せてその意義をも検討することになる。

【1】「三帰依具足戒」の制定過程

最初に「三帰依具足戒」の制定を説く「律蔵」の記述を紹介する。これはヤサやその友人たちが出家具足戒を受けて「世間に阿羅漢は何人となった」という形式の記述がなされるいわば「善来具足戒章」が終わって、「三帰依具足戒章」が始まる冒頭の部分であるが、『パーリ律』はこれを次のような順序で記述している。

- ①釈尊が阿羅漢果を得た弟子たちを「二人して1つの道を行くなかれ。法を説き、梵行を顕示せよ」と指示され、自らはウルヴェーラーに行つて法を説こうと表明される。
- ②悪魔波旬 (Māra pāpimant) が現れて、世尊はこれを破す。
- ③布教に出した弟子たちが各国に行つて戻ってくるのに疲れる。
- ④それを知られた釈尊は比丘らに「三帰依具足戒」を与えることを許される。
- ⑤雨期を過ごされた後、比丘らに「自分は如理作意し無上解脱を現証した (anuttarā vimutti sacchikatā)、あなたたちも如理作意し無上解脱を現証せよ (anuttaraṃ vimuttiṃ sacchikarotha)」と説かれる。
- ⑥再び悪魔波旬が現れて、世尊はこれを破す。
- ⑦釈尊はパーラーナシーに随意の間住して後、ウルヴェーラーに向かつて出発する。

以上であるが、これはきわめて奇妙な記述というべきであり、いくつかの矛盾点を指摘することができる。

その第1点は、①において弟子たちは諸国に布教に出たから、③にいうように、各国に行つたり来たりするのに疲れ果て、そこで世尊は④の「三帰依具足戒」を与えることを許されたと理解されるから、弟子たちが布教に出たから「三帰依具足戒」を許されるまでの間にそれなりの時間的経過がなければならないはずである。にもかかわらず、①で自分はウルヴェーラーに行こうと表明されながら、⑦においてはじめて釈尊はパーラーナシーからウルヴェーラーに向かつて出発されたとするところである。もしこの文脈のほうを尊重するとすると、②から⑥までの事績はいつい何時のことかということになる。少なくとも弟子たちは諸国に布教に出たのに、自らはパーラーナシーに止まっていたということにならざるをえない。

その第2点は、②においていったん破されたはずの悪魔波旬が再び⑥に登場し、後に紹介

するようにこの両方でほとんど同じ内容の問答をするということである。

そして第3点は、布教に出された弟子たちはすでに解脱を得た60人の比丘たち⁽¹⁾であったはずであり、次項でより詳しい文章を紹介するが、①には「比丘らよ、我は天・人の一切の羂索から脱した。比丘らよ、あなたたちもまた天・人の一切の羂索から脱した」とされているにも拘わらず、⑤においては「あなたたちも如理作意し無上解脱を現証せよ」と未だ解脱していないように表現されていることである。

なお⑤では釈尊が雨期を過ごされた後のことになっているが、それは①の時点でなければならぬであろう。雨期が終わったから釈尊は弟子たちを諸国に布教に出し、自らはウルヴェーラーに行こうとされたに違いないからである。

このようにこの一連の文章には矛盾があり、おそらくここには聖典編集上の混乱があるものと考えられる。この矛盾点を解決しないと「三歸」の制定年代も考察できないから、まずこれについて調査することから始める。

- (1) 『パーリ律』では60人であるが、『四分律』は112人、『五分律』は152人とする。ただし『五分律』の最後の得阿羅漢者は娑羅林に行く途中の姪女を探す同友30人と婚姻事をなす60人であるから、これは除外すべきかもしれない。第【3】章の[2-6]参照。

[1-1] まず『パーリ律』の記述をより正確に紹介する。といっても全文の紹介では冗長になるので、情報に過不足のない程度に要約する。なお以下には『四分律』と『五分律』の記述も紹介することになるが、紹介に当たっては、上記の番号を用いる。

『パーリ律』は[三歸依具足戒章]を次の文章ではじめる。なおパーリテキストにはその段落の終わりに段落の名称が記されているので、それも併せて記入しておく。この前段部分のヤサの随長者の家系の子ら (*setṭhānuseṭṭinaṃ kulānaṃ puttā*) 4人が出家具足戒を得て「世間に阿羅漢が11人になった」ところでは[四在家出家終わり (*Catugihipabbajjā niṭṭhitā*)]とされており、次の文章は続く[魔縁 (*Mārakathā*)]の中ほどにある。

- ①時に (*atha kho*) 世尊は比丘らに告げられた。「私は天・人の一切の羂索より脱し (*mutt' āhaṃ sabbapāsehi ye dibbā ye ca manussā*)、比丘らよ、あなたたちもまた天・人の一切の羂索より脱した (*tumhe pi bhikkhave muttā sabbapāsehi ye dibbā ye ca mānussā*)。比丘らよ、衆生の利益・安樂・世間の哀愍のために遊行せよ。1つの道を二人して行くなかれ (*mā ekena dve agamittha*)。法を説き、梵行を現わせ。有情にして塵垢少なき者は法を聞かなければ退転するも、法を聞けば了知することがあるであろう。私もまた法を説くためにウルヴェーラーのセーナー村に行こう (*aham pi yena Uruvelā yena Senānigamo ten' upasaṃkamissāmi dhamma-desanāya*)」と⁽¹⁾。

このようにここでは布教に出される比丘たちも世尊と同じく「一切の羂索より脱した」とされている。彼らは世尊を含めた「世間に存在する61人の阿羅漢」なのであるから、当然といえるのであるが、しかし⑤においてはいまだ解脱を得ていないように表現されているから、筆者はここに矛盾を感じるのである。

そこに悪魔波旬が登場する。

- ②時に (*atha kho*) 悪魔波旬が世尊のところに来て、偈をもって言った。

天・人の一切の羂索にあなたは縛られている。

あなたは大きな縛めに縛られており、沙門よ、あなたは私を脱していない。

世尊は言われた。

私は天・人の一切の羂索より脱している。

私は大きな縛めより脱している。死魔（Antaka）よ、あなたは破られた。

悪魔が言った。

ここに意の羂索があり、虚空を空翔て往来し、

これをもって私はあなたを縛しよう。沙門よ、あなたは私を脱していない。

世尊は言われた。

色・声・香・味・触は意を楽しませるものであるけれども、

私はこれらを欲しない。死魔よ、あなたは破られた。

時に悪魔波旬は、「世尊は私を知っている」と悲嘆懊悩して姿を消した⁽²⁾。

そしてテキストではこれをもって〔悪魔縁終わり（Mārakathā niṭṭhitā）〕とする。それにも拘わらず⑥に再び悪魔が登場するので、筆者はこれを矛盾というのである。

そして三帰依具足戒を許されるシーンがつづく。

③そのとき（tena kho pana samayena）比丘らは諸方各国から出家し具足戒を希望する者たちを伴って来て、世尊に請うて出家せしめ、具足戒を授けようとした（bhikkhū nānādisā nānājanapadā pabbajjāpekkhe ca upasampadāpekkhe ca ānenti bhagavā ne pabbājessati upasampādessati）。このようにして比丘らも出家し具足戒を希望する者らも疲労した（tattha bhikkhū c'eva kilamanti pabbajjāpekkhā ca upasampadāpekkhā ca）⁽³⁾。

これを知られた釈尊は、

④時に世尊は夕刻に独座から起ち、比丘らを集めて、「比丘らよ、私は許そう。あなたたち自ら各々の方面、各々の国土において出家せしめ、具足戒を与えよ（anujānāmi bhikkhave tumheva dāni tāsū-tāsū disāsū tesu-tesu janapadesu pabbājetha upasampādetha）。出家せしめ、具足戒を与えるにはこのようにせよ。鬚髪を剃り、袈裟をつけ、上衣を偏袒にし、比丘らの足を礼し、蹲踞し、合掌させて、仏に帰依し奉る（buddhaṃ saraṇaṃ gacchāmi）、法に帰依し奉る（dhammaṃ saraṇaṃ gacchāmi）、僧に帰依し奉る（saṃghaṃ saraṇaṃ gacchāmi）、と三度唱えさせよ。比丘らよ、この三帰依によって出家させ、具足戒を授けることを許す（anujānāmi bhikkhave imehi tihi saraṇagamanehi pabbajjaṃ upasampadaṃ）」と説かれた⁽⁴⁾。

テキストではここをもって〔三帰依具足戒縁終わり（tihi saraṇagamanehi upasampadākathā niṭṭhitā）〕とする。以上のように弟子たちは諸国に布教に出たに拘わらず、釈尊はバーラーナシーに滞在し続けていたようになっていいるから矛盾を感じるのである。そしてさらに次のように続ける。

⑤時に（atha kho）世尊は雨期を過ごされたのち（vassaṃ vuttho）、比丘らに「私は如理作意し、如理正勤して、無上解脱を体得し、無上解脱を現証した（mayhaṃ kho bhikkhave yonisomanasikārā yonisosammappadhānā anuttarā vimutti anuppattā anuttarā vimutti sacchikatā）。あなたたちも如理作意し、如理正勤して、無上解脱

を体得し、無上解脱を現証せよ。(tumhe pi bhikkhave yonisomanasikārā yonisosammappadhānā anuttaram vimuttiṃ anupāpuṇātha anuttaram vimuttiṃ sacchikarotha)」と説かれた⁽⁵⁾。

先に弟子たちは阿羅漢果を証しているはずであり、また①でも「あなたたちもまた天・人の一切の羂索より脱した」とされているに拘わらず、ここではまだ解脱を現証していないという矛盾が存在することになる。

⑥時に (atha kho) 悪魔波旬が世尊のところに来て、偈をもって言った。

天・人の一切の羂索にあなたは縛られている。

あなたは大きな縛めに縛られており、沙門よ、あなたは私を脱していない。

世尊は言われた。

私は天・人の一切の羂索より脱している。

私は大きな縛めより脱している。死魔 (Antaka) よ、あなたは破られた。

時に悪魔波旬は、「世尊は私を知っている」と悲嘆懊惱して姿を消した⁽⁶⁾。

この悪魔と釈尊の問答は、②の問答の中にすべてが含まれている。そして釈尊はウルヴェーラーに向かって出発する。

⑦時に (atha kho) 世尊はバーラーナシーに随意の間住された後 (Bārāṇasīyaṃ yathābhirantaṃ viharitvā)、ウルヴェーラーに向かって遊行された⁽⁷⁾。

ここには、①のところでウルヴェーラーに出発されたはずの釈尊が、ここで初めて出発するという大きな矛盾が含まれていることになる。この後、遊行の途中の林で30人の賢衆を教化されるが、テキストはそこをもって [賢衆友人事終わり (Bhaddavaggiyasahāyakānaṃ vatthum niṭṭhitaṃ)] とし、またここで [第2誦品 (dutiya-kabhāṇavāraṃ)] が終わるとしている。ちなみに [初品 (paṭhamabhāṇavāraṃ)] は五比丘が心解脱を得て、「世間に阿羅漢は6人となった」とするところで終わるとしており、[第2誦品] はヤサの教化から始まっている。なおこの後はウルヴェーラ・カッサパ教化場面での龍退治を [初神変 (終わる)] とし、第2神変、第3神変と続く。

(1) *Vinaya* vol. I p.020

(2) *Vinaya* vol. I p.021

(3) *Vinaya* vol. I p.021

(4) *Vinaya* vol. I p.022

(5) *Vinaya* vol. I p.022

(6) *Vinaya* vol. I p.022

(7) *Vinaya* vol. I p.023

[1-2] 『四分律』は筆者のいう「三歸依具足戒章」を次のように始める。

②そのとき世尊は比丘らに偈をもって次のように告げられた。

我已脱一切 天及於世間 汝亦脱一切 天及於世間

と。その時魔波旬が、

汝為諸縛縛 天及於世間 一切衆縛縛 沙門不得脱

と言った。そこで世尊は

我脱於諸縛 天及於世間 一切縛得脱 我今已勝汝

と説かれると、また悪魔波旬は

汝内有結縛 心在於中行 以是随逐汝 沙門不得脱

と言った。そこで世尊が

世間有五欲 意識為第六 我於中無欲 我今得勝汝

と説かれると、魔波旬は「如来は我が意を観察し、ことごとくこれを知る」と愁憂を抱いて消えた。時に世尊は

我今一切解 天及於世間 汝等一切解 天及於世間

と説かれた (1)。

このように『四分律』の「三歸依具足戒章」は悪魔を破すところから始まる。『四分律』はこの後に再び悪魔が登場しないので、『パーリ律』に含まれる第2の矛盾点はない。

またこの偈中の最初と最後の、「我已脱一切 天及於世間 汝亦脱一切 天及於世間」と「我今一切解 天及於世間 汝等一切解 天及於世間」という偈は、『パーリ律』の①に含まれる「比丘らよ、あなたたちもまた天・人の一切の羂索より脱した」に相応する。

続いて釈尊は、

①仏は比丘らに、「あなたたちは人間に遊行するに、二人して共に行くこと勿れ。私は優留頻螺大将村に行って説法しよう」と告げられた (2)。

『四分律』では、そこで次のように比丘らは人間に出て法を説いたことになっている。

③比丘らは教えを受けて人間に遊行して説法すると、聞法得信して具足戒を受けることを欲する者があったので、如来のもとに至らしめた。しかし中道において信意を失い、具足を受けることができなかった (3)。

そして「三歸具足戒」の制定となる。

④このことを世尊に報告すると、「自今以後あなたたちが出家を与え、具足戒を受けしめることを許す。具足戒を受けようとする者には次のようにさせよ。鬚髪を剃り、袈裟をつけ、革履を脱ぎ、右膝を地につけて合掌し、私某甲は仏に歸依し、法に歸依し、僧に歸依します、今如来の所において出家します。如来は我が所尊です、と3回唱えさせよ。自今以後三語を許し、即ち受具足戒と名づく」と説かれた (4)。

この後、

⑦そのとき、世尊は鬱鞞羅劫波園に遊行された。

とする。

『パーリ律』では仏弟子たちが実際に諸国に布教に出たことは文章の背後に推測されるのみであるが、『四分律』は③において弟子たちが実際に諸国に遊行したことを記す。しかしながら「私は優留頻螺大将村に行って説法しよう」と言われたに拘わらず、釈尊自身は最後になってやっと「鬱鞞羅劫波園に遊行された」とするのであるから、それまではずっと鹿野苑に留まっていたことになり、『パーリ律』にあったと同様の第1の矛盾点を抱えていることになる。ただし『四分律』には『パーリ律』にあった⑤の記述がないから、『パーリ律』の布教に出された仏弟子たちはまだ解脱していなかったのかという第3の矛盾は存在しない。

なお『四分律』は雨期を過ごしたことを記さない。

(1) 大正 22 p.792 下

(2) 大正 22 p.793 上

(3) 大正 22 p.793 上

(4) 大正 22 p.793 上

[1-3] 次に『五分律』を紹介する。『五分律』は「三歸依具足戒章」を次のようにはじめる。

①ここにおいて世尊は「あなた方は分部して世間に遊行しなさい。賢善にして教誡を受ける者もあるでしょう。私は独りで優為界の鬱鞞羅迦葉の所に行ってこれを開化しましょう」と言われた⁽¹⁾。

そして

⑦諸比丘は教えを受けて分部して去り、世尊は迦葉の所に行かれた。

として、ただちに鬱鞞羅迦葉の教化の物語に移っている。

このように『五分律』は、弟子たちにあなた方は分部して世間に遊行しなさい、私はウルヴェーラーに行こうと宣言して、弟子たちは去り、世尊は迦葉のところに行かれたというのみであるので、第1の矛盾もないし、第2、第3の矛盾も存在しない。

しかしながら『五分律』には「三歸依具足戒」を許されたシーンさえも記さないという別の問題がある。第【2】章の [2-3] に記したように、『五分律』は釈尊が和尚と弟子の制を制定された時に、釈尊は弟子らにどのように具足戒を与えるべきかを指示されなかったので、弟子たちは非公式にはあるけれども、仏に歸依させて「一語授戒」したり、仏・法に歸依させて「二語授戒」したり、仏・法・僧に歸依させて「三語授戒」したり、あるいは世尊にならって「善來比丘授戒」させたりしたとしている⁽²⁾。もしそうなら、仏弟たちは各々分部して世間に遊行してから、世尊が和尚と弟子の制を制定する時までの間はどのようにしていたのであろうか。この後に紹介することになるが、『僧祇律』はその間ずっと仏弟子たちは出家希望者に世尊にならって「善來」で具足戒を与えたと考えており、『根本有部律』はその間ずっと、釈尊のもとに帰って釈尊から「善來」で具足戒を与えてもらっていたと考えている。

ところが『五分律』はこの辺がはっきりしない。しかし『五分律』が記している状況を勘案してみると『五分律』は『僧祇律』派と考えてよいのではなかろうか。『五分律』は和尚と弟子の制を制定しておきながら、具足戒の与え方を定めなかったので、非公式に「一語授戒」「二語授戒」「三語授戒」したり、「善來比丘授戒」したというのであるが、これは考えがたい。次章の【5】「十衆白四羯磨具足戒法の制定とサンガの形成」において考察するように、そもそもどの「律蔵」でも「和尚と弟子の制」は「白四羯磨具足戒法」の制と1つのセットとして考えており、「和尚と弟子の制」の制定と「白四羯磨具足戒法」の制定の間に時間的な空きがあったとしても、その間比丘らはどのように具足戒を与えてよいかわからなかったために、てんでんに「一語授戒」したり、「二語授戒」したり、「三語授戒」したり、あるいは「善來比丘授戒」したりするほどの期間は存在しなかったはずであるからである。また『五分律』はこれも第【2】章の [3-3] に紹介したところであるが、波羅提木叉の条文中の「比丘」の定義として一語受戒比丘、二語受戒比丘、三語受戒比丘をあげている。これをあげるのは比丘中にこのような形で具足戒を受けた人が少なからずいることを前提しているわけで、このわずかの期間中にこのような形で具足戒を受けた比丘が少なからず生じたということも考えがたい。

このように考えると、『五分律』の文面では、このような形で具足戒を受けた者が「和尚と弟子の制」が制定された時以降に生じたとしているが、実際は釈尊が各々分部して世間に遊行せよと布教に出した以降から、「十衆」が制定されるまで続いていたと解釈したほうが合理的であろう。そのような意味で『五分律』は『僧祇律』派であったと判断するのである。

(1) 大正 22 p.108 上

(2) 大正 22 p.111 中

[1-4] 『十誦律』の「受具足戒法」は白四羯磨具足戒法の制定から始まるので (1)、「三帰依具足戒法」の制定部分はない。しかしこれを認めていることは第【2】章の具足戒の種類を調査したところに記したとおりである。ところが『十誦律』は仏伝の部分を持たないから、これがどのようにして許されるようになったのかはわからない。

(1) 大正 23 p.148 上

[1-5] 『僧祇律』は「三帰依具足戒」そのものを認めていないので、その制定因縁が記されることはない。しかし、

世尊は王舎城の迦蘭陀竹園に住されていた。その時仏は諸比丘に「如来は処々に人を度した。あなたたちも如来に効^{なら}って広く行って人を度しなさい」と説かれた (1)。

としているから、これが①に相当するのかもしれない。しかし仏在処はバーラーナシーではなく王舎城の迦蘭陀竹園である。そして、

そこで諸比丘は世尊の教えにしたがって諸国に遊行し、出家を求める者に如来に効って「善来比丘」と喚んで人を度し出家させた。しかるにその威儀進止、左右顧視、著衣・持鉢が不如法にして世間から非難された (2)。

とするから、これもイメージとしては④に似ているが、これまた「三帰依具足戒」ではなくて、比丘たちも如来に効って「善来」で具足戒を与えたとしている。そして『僧祇律』ははっきりと、仏弟子たちは「処々に人を度す」ようになってから、「十衆」が制定されるまではずっと、「善来」で出家希望者に具足戒を与えていたと明言するわけである。したがって『僧祇律』は各地に布教に出た仏弟子たちが出家希望者を釈尊のもとに連れ帰っていた時期があったとは考えていないことになる。

(1) 大正 22 p.412 中

(2) 大正 22 p.412 下

[1-6] 最後に『根本有部律出家事』を紹介する。そのシチュエーションはまったく異なるが、

③ 仏住世の時には出家近円を受けたい者は皆世尊のところに来て、「善来苾芻」で近円を受けていた。あるとき一人あって外遠国の苾芻処において来て出家を求めたので、彼の苾芻は此人をひきいて仏所にくる途中に亡くなってしまて出家することができなかった (1)。

④ そこで諸難を聞いてもし障難がなければ三帰を与えることが許された。

とするから、表面上は『パーリ律』や『四分律』に相似するように見える。しかしこれは第

【2】章の [2-6] で述べたように、「十衆白四羯磨具足戒法」の作法が解説される文脈の中に記されたもので、その時にも述べたように『根本有部律』は「三歸依具足戒法」を認めていないようであるから、実際には「三歸」を認めない『五分律』や『僧祇律』の系統に属すると判断したほうがよい⁽²⁾。また『根本有部律』は、出家希望者が仏所にくる途中に亡くなったことにより「十衆」が制定されたが、それまでは諸国に遊行に出た仏弟子たちはずっと出家希望者を連れて釈尊のもとに帰っていたと考えているわけである。

(1) 大正 23 p.1030 中

(2) 桜部建「根本説一切有部律系の諸本が伝える出家・受具足戒作法」（『印度学仏教学研究』24号 1964年3月 p.026）には、サンスクリット、チベット、漢訳などの諸テキストから〈十衆〉が制定されるに至る因縁を検討している。

[1-7] 『四分律』系とも見られる『毘尼母經』には、「三語受具」の解説として次のように記されている。

②そのとき悪魔は仏の言を聞いて言った。「あなたは人天の羅網において解脱していない。また諸々の比丘も解脱していない」と。そこで仏は偈をもって、
世人は五欲において第六意識に受く、吾はすでに諸欲を離る。悪魔汝は自ら墮す。
と説かれた。悪魔はたちまち自ら滅した。

そして世尊は諸々の比丘に告げられた。

①あなたたちは各々二人共に諸方に行つて教化せよ。独り去ることなかれ。

そこで

③諸々の比丘は去つた。かの土の諸人は比丘の説法を聞いて仏に來詣した。しかしその中路において悔心を生じる者があつて家に歸つた。この因縁を仏に知らせた。

④仏は諸々の比丘に語られた。「あなたたち各々は還りなさい。もし彼の方で出家を求める者があれば、鬚髪を剃り、法服をつけさせ、三語受戒を与えなさい。歸依仏・歸依法・歸依僧、如來応正等覺はこれ我が師なり、と。これが三語受戒法である」と⁽¹⁾。

『毘尼母經』のこの部分は「三歸依具足戒」の解説をするのが目的であるから、細部のシチュエーションは明らかではなく、だからここには第2の矛盾も、第3の矛盾も存在しない。またこの文脈だけではよく分からないが、大体の骨格は『四分律』と相似しているといえるであろう。そうだとすれば③において地方に布教に出た弟子たちが、還つてきて釈尊に報告し、「三歸依具足戒」が制定されたとするのであるから、釈尊はそのまま留まっていたという第1の矛盾が存在するシチュエーションにあつたであろうことが想像される。なおここでは「2人が共に行け、独り去ることなかれ」とするから、「律藏」の記述とはまったく反対の内容になっている。翻訳の際の誤りであろう。

(1) 大正 24 p.802 上

[1-8] また『仏本行集經』にも次のように記されている。娑毘耶を教化して世間に凡そ93阿羅漢を成じた後、世尊をはじめ8人⁽¹⁾が波羅捺鹿野苑において6月16日に安居し、9月15日に至つて合して93人が夏を解いたとし、続けて、

③そのとき諸国土からたくさんの人々がやつて来て、世尊に出家・具足戒を求めた。そ

のため旧比丘らは応接に疲れ、騒がしくして世尊を悩乱し、遠来の人々も疲労した⁽²⁾。

- ④そこで世尊は、比丘らを諸国に遣わし、出家・具足を与えさせようと考え、比丘らを集めて、次のように説かれた。「あなたたちが諸国に行って、出家・具足戒を求める者には、鬚髪を剃り、袈裟衣を着、右臂を偏袒にし、右膝を地につけ、諸比丘の足を頂礼し、起って跪坐し、仏と法と僧に帰依しますと唱えさせ、これを具足戒としなさい」と⁽³⁾。

とする。したがってここでは仏弟子たちが諸国に布教に出たというシチュエーションではなく、むしろ具足戒を得ようと諸国から人々がやって来て混乱が生じたので、世尊は比丘らを諸国に派遣して三歸によって具足戒を与えることにした、としているわけである。したがって表面上では第1の矛盾は解決されていることになるが、しかしこの時点では世尊の教えはまだ諸国に知られていないはずであるから、人々が自らの意思で具足戒を得ようと釈尊のところに行って来るといったシチュエーションそのものに無理があるというべきであろう。

その後、

- ①「諸比丘よ、我はすでに解脱を得た。一切諸天人中に行行し、多人に利益・安樂を得しめんために、説法し、梵行を説け。独自に去って二人なるべからず。衆生あって塵垢を少なくし、諸根成熟する者あるも、正法を聞くことがなければ法相を知ることができないであろう。わたしは今日、法教を説くために優婁頻螺聚落に行こう」と説かれた⁽⁴⁾。

とするから、この後に比丘らを諸国に派遣し、自らはウルヴェーラーに行こうと表明されたことになる。この冒頭の「我はすでに解脱を得た」という部分は、⑤に相当するかもしれない。また「国訳一切経」では、「我」のところに註をつけて、「我は汝の誤か」とするよう⁽⁵⁾、もし「私もあなたたちもすでに解脱を得た」という意とするなら、第3の矛盾もないことになる。

そしてこの後、

- ②そのとき魔王波旬がやってきて、

あなたは諸縛のために縛され、羅網から脱していない。

と偈を説いた。世尊は

私は一切の縛を脱し、汝波旬を降している。さらに何をか道わん。

一切の色声香味触は人を染するが、私はことごとく除いて、汝悪魔波旬を降しおわった。

と答えられた。波旬は「沙門瞿曇はすでに我が心を知っている」と苦惱を生じて消え去った⁽⁶⁾。

とする。悪魔は一度しか登場しないから『パーリ律』の第2の矛盾もないことになる。

そしてこの後、沙門・婆羅門の義や乞食・受食呪願の法を説かれた後、比丘らは憍薩羅、毘耶離城、阿踰闍国土、金剛大地などに向かい、世尊は優婁頻螺聚落に向かわれた。そしてその途中伴侶朋友30人を教化された⁽⁷⁾、とする。

- (1) 「通及仏身、合八人、六月十六日安居、至九月十五日、合九十三人解夏」（大正03 p.835中）とする。93人というのは世尊、五比丘、長老耶輸陀、耶輸陀大富朋友諸長者所謂無垢善臂満足并牛主、耶輸陀五十商主朋友、長老富樓那弥多羅尼子と其朋友二十九人、長

【4】三歸依具足戒法の制定とサンガ祖形の形成

老迦旃延、娑毘耶であるが、八人が何を意味するのか判らない。

- (2) 大正 03 p.835 中
- (3) 大正 03 p.835 下
- (4) 大正 03 p.835 下
- (5) 国訳・本縁部 3 p.198 註 4
- (6) 大正 03 p.836 上
- (7) 大正 03 p.836 下

[1-9] なお Bigandet ⁽¹⁾ にも記述がある。当然ながらすべて『パーリ律』によっているが、念のためにこれも紹介しておく。

- ①世尊は、「比丘らよ、私は五情から離脱している。あなたたちもまた同様である。あなたたちは二人して同じ道を歩かないように、各々違った方面に出かけていき、この最勝の法を説きなさい。私はこれからセーナ村に行き、ウルヴェーラーに留まるであろう」と説かれた。
- ②その時悪魔波旬が現れて、「あなたは五感から起こる欲情に縛られ、奴隷の状態から脱していない」といった。仏は「私は欲情から解脱している。私は汝の領土の外にいる。汝こそ征服されている」と答えられた。悪魔はなおも「あなたは空を飛ぶ不思議な力をもっていても、欲情にしたがっている。我が領土の外には住んでいない」といった。仏が「姪欲およびその他の欲情は私によって滅ぼされた。汝は征服されている」というと、悪魔は消えうせた。
- ③比丘らは熱心に法を宣伝したので出家を求める群衆にとりまかれ、彼らは毎日毎日諸方から潮の押し寄せるようにブッダの所にやって来て、出家し具足戒を得ることを求めた。
- ④仏は「そのような遠いところからわざわざ私のところに出かけてくるのは苦痛と煩勞に堪えないであろう。
- ⑤それゆえ今私はあなたたちにサンガ入団の権利を与えよう。それには次のようにしなさい。志願者に鬚髪を剃除させ、黄衣を着せ、上衣を偏袒にし、蹲踞し、仏に帰依します、法に帰依します、僧に帰依しますと三度唱えさせなさい。」
- ⑥仏は再び比丘らを集めて、「私は反省と黙想によって阿羅漢の位に達した。あなたたちも私のようにこの最勝円満の境地に至るように務めなさい」と説かれた。そのとき悪魔が再び現れて、前のように仏を煩わそうとした。しかし仏は悪魔の誘惑を見破ったので、悪魔は退散した。

⑦仏は第 1 の雨期を鹿野苑で過ごした後、ウルヴェーラーの森に向かって出発された ⁽²⁾。このように『パーリ律』の有する第 1, 第 2, 第 3 の矛盾のすべてを Bigandet も抱えていることになる。ただし雨安居を過ごされたことは、最後の⑦のところに書かれているから、このほうが流れはスムーズである。

(1) Right Reverend P.Bigandet ; The Life or Legend of Gaudama the Buddha of the Burmese, Bharatiya Publishing House, India 1979

(2) vol. I p.130

〔2〕 「三歸依具足戒」 制定に関する基本的問題

以上のように文献によっては、表面的には『パーリ律』のもつ3つの矛盾点を解決しているように見えるものもある。しかしそれは記述が簡単なだけであって、本質的には何も解決されていないといってよいであろう。やはりここにはもっと根源的な問題が隠されているように感じられるので、以下にこれを考えてみよう。

〔2-1〕 まず最初に解決しておかなければならない問題は、史実として「三歸依具足戒」が公認されたかどうかということである。前章において検討したように、これを公認された正規の具足戒法とするのは、「律蔵」では『パーリ律』『四分律』『十誦律』であり、註釈書などの後期文献を含めると『毘尼母經』『仏本行集經』“*Bigandet*”である。これに対して『五分律』と『僧祇律』は認めないし、『根本有部律』もそうであったであろう。したがってこれらにおいては表面上は「三歸」制定をめぐる因縁譚の矛盾などはあまり問題とならないことになる。しかし逆にいえば『五分律』『僧祇律』『根本有部律』ともに釈尊が仏弟子たちを布教に出したことは認めるのであるから、仏弟子たちは布教先で新発意の具足戒を受けたいと望む者たちをどのように処置したのかが問題となる。

「三歸」を公認の具足戒であったと認める『パーリ律』や『四分律』は、釈尊が仏弟子たちを諸国に布教に出したときには、もし出家希望者が現われたら自分のところに連れ帰るようにと指示されていたと考えているのであろう。そしてその結果、弟子たちが疲れ果てたり、せっかく発意した出家希望者に事故があったりしたので、釈尊は「三歸」を認められたとする。

『根本有部律出家事』は「仏住世の時には出家近円を受けたい者は皆世尊のところに来て、善來苾芻で近円を受けていた」⁽¹⁾ とする。しかし世尊のところに行って来る途中で亡くなった者がいたので、世尊は「十衆」を定められたとしているから、仏弟子たちは出家希望者を「十衆」が制定されるまでずっと釈尊のところ連れ帰っていたと考えていたことになる。「十衆」がいつ制定されたかが問題であるが、次章に考察するように筆者はそれを成道12年の後半期と考えるから、そうすると10年以上もこのような状態がつづき、10年をすぎたころに「新発意の出家希望者が仏所にくる途中に亡くなってしまって出家することができなかった」という事件が起こったことになる。

しかしながら『五分律』は前述したように、弟子たちを布教に出したものの、釈尊は彼らにどのように具足戒を与えるべきかを指示されなかったので、非公式にはあるけれども仏弟子たちは、仏に歸依させて「一語授戒」したり、仏・法に歸依させて「二語授戒」したり、仏・法・僧に歸依させて「三語授戒」させたり、あるいは世尊にならって「善來比丘授戒」させたりしていたと考えているようである。『僧祇律』も「諸比丘は世尊の教えにしたがって諸国に遊行し、出家を求める者に如来に効って「善來比丘」と喚んで人を度し出家させた。しかるにその威儀進止、左右顧視、著衣・持鉢が不如法にして世間から非難された」とするから、釈尊は布教に出した仏弟子たちに何らの指示も与えなかったと考えているのであろう。

しかしながら釈尊が「1つの道を二人して行くなかれ」と布教に出して、その布教の結果出家を希望する者が現われた時に、彼らをどのようにするべきかの処置方法を指示されなかったとは考えにくい。やはり最初は、地方において出家希望者が現われた時には、自分のところに連れ帰れと指示されたのではないであろうか。しかしこのような態勢では仏弟子たちも疲れるし、せつかくの出家希望者に事故が起こるといことは十分にありうることであって、そこで何らかの措置をとる必要に迫られるのは必然であったのではないであろうか。『パーリ律』と『四分律』はその処置が「三歸」の公認であったわけであるが、『根本有部律』はそれが「十衆」の制定であったと考えているわけである。

ところが『五分律』と『僧祇律』ではこの必然的に迫られる措置を、釈尊は手をこまねいて何もなされなかったということになる。もしそうならこれは釈尊の重大なミスであったとしなければならぬ。しかし『パーリ律』『四分律』という有力な「律蔵」が、その措置として「三歸」を公認されたとするのであるから、このとき「三歸」が許されたと考えるほうが合理的である。

また「三歸」は、比丘たちが疲れ果ててから「十衆」が制定されるまでの、ほんのつなぎのごく短期間の時限的な具足戒法であったし、また次章【5】において考察するようにこの具足戒法はかなり大きな欠点を有する具足戒法であるから、『五分律』や『僧祇律』はあえてこれを認めなかったのかもしれない。しかし『五分律』は、和尚と弟子の制を認めてからのことであるけれども、釈尊が彼らにどのように具足戒を与えるべきかを指示されなかったもので、非公式にはあるけれども「一語授戒」したり、「二語授戒」したり、「三語授戒」させたりしていたと考えているようであるから、現実としては「三歸」もしくはそれに準じるような具足戒法を与えていたことも認めているわけである。

また『僧祇律』は仏弟子たちも世尊にならって「善来」を与えていたとし、『五分律』は「一語授戒」などと並んで「善来」も与えたとする。「善来」は仏が「来なさい。自分のもとで梵行を修せよ」と出家具足を許されるもので、「釈尊を和尚とするサンガ」のメンバーとなる世尊にのみ許された特殊な具足戒法であるから、このような具足戒を比丘たちが行ったとは考えにくい。しかし今議論している段階ではサンガも未だに形成されていなかったし、諸事万端が整わない時代でもあったので、あるいは行われたことがあったのかもしれない。

このように諸事万端が整わない時代であったので、「三歸」を公認の具足戒として認めないという考え方も存在したが、現実には行われていたものと考えておきたい。

(1) 大正 23 p.1030 中

[2-2] 以上のように「三歸依具足戒」はその位置づけが少々曖昧な具足戒法であるが、「十衆」が制定されるまでの時限的な具足戒法として実際に行われていたと考えるべきであろう。それではそれが行われるようになった時期はいつごろのことであったのであろうか。しかしこれを考えるときには先の矛盾が立ちはだかることになる。

筆者はこの矛盾は「律蔵」が編集されたときに生じたものではないかと考える。『パーリ律』の記述を自然の流れに沿うように編集し替えると次のようになるのではなかろうか。

①釈尊は弟子たちに「1つの道を二人して行くなかれ。法を説き、梵行を顕示せよ」と

指示され、自らはウルヴェーラーに行って法を説こうと宣言された。

②ここに悪魔波旬が現れて、これを妨害しようとするが、釈尊はこれを打ち破られ、

⑦ウルヴェーラーに向かって出発された。

このようにして弟子たちは諸国に布教に出、釈尊はウルヴェーラーに行かれた。釈尊がわざわざ「私はウルヴェーラーに行こう」と行き先を明示されたのは、もし出家具足戒を得たいと願う者があったら、ウルヴェーラーに連れてきなさいという指示であったのである。おそらくこれは釈尊成道後の第2回目の雨期を過ぎた後であったであろう。仏成道2年の後半期に入った頃ということになる。

実は釈尊は初めは、自分の教えを広く社会一般に説き広めようという積極的な気持ちはなかった。このことは梵天勸請の伝説に端的に示されている。そこで初転法輪のためにパーラーナシーに行く途中に出会った邪命外道のウバカにも積極的に法を説こうとはされなかった。そこでウバカは「あなたが言うとおりに、あなたは一切知者であり、ブッダであり、勝者（ジナ）なのでしょう」⁽¹⁾と頭を振って行ってしまったとされている。もし釈尊に積極的に法を説く気持ちがあったら、ウバカが最初の仏弟子たる榮譽を担っていたかもしれない。このうち五比丘に初転法輪することになるが、この5人は自分の修行仲間であっていわば身内とでもいうべき者たちであった。また続いてヤサやその友人たち54人を教化するが、実は彼らは自分から釈尊に近づいてきたものであって、釈尊の積極的な教化によるものではない。

しかしこの時布教に出された比丘たちは、釈迦族出身の五比丘と、『パーリ律』に基づけばパーラーナシーのヤサと54人の友人たちであって、彼らはほとんど縁のない地方へと布教に出されたのであった。これはまさしく仏教の布教伝道という意味では画期的な出来事であったといえるであろう。ここで悪魔が登場し、釈尊のやろうとすることを邪魔しようとするのは、新しい教えが世間に広まろうとすることへの、他の宗教や旧来の文化の拒否的反応を説話的に表現したのではなかろうか。

このようにして釈尊は積極的な布教活動の手始めとして、まずウルヴェーラーに行きウルヴェーラ・カッサパを教化された。ウルヴェーラーは成道以前の6年間の修行をした地であり、釈尊はウルヴェーラ・カッサパのことは修行時代に見知っていて、これを教化し、それに成功することが自分の教えが世に広まる決定的な要因となると考えられたのであろう。それだけにこの教化はそうやすやすとは成功せず、筆者はこの教化中に次項で紹介する理由によって、ここで冬を越し、さらには成道後3度目の雨期を過ぎ、それが成功したのは雨期が終ったころであったと考えている。すなわち釈尊はウルヴェーラ・カッサパを教化するためにほぼ1年を費やされたのである。釈尊でさえそうであるから、地方に布教に出た仏弟子たちが釈尊の教えを説いて、これに共感して出家・具足戒を得ようと発心する者が出現するまでにはあるいは2年も3年もかかったかもしれない。

ともかくこの間、仏弟子たちは出家し具足戒を受けようと発心する者があると、その都度ウルヴェーラーに帰って、世尊自らが「善來」によって出家・具足戒を与えていたのであるが、

③そのうちにこのような往来に疲れ果て、途中でせっかく具足戒を受けようとした者が退転するというケースも現れた。

そこで、これを公的に認める「律蔵」と認めない「律蔵」があるけれども、

④「三歸依具足戒」で仏弟子たちが出先で自らが具足戒を与えることになった。

これは釈尊がパーラーナシーを去ってから少なくとも数年はたってからのことであつたであろう。

この段階までは、布教に従事していた者はすべてみな解脱を得た者たちであつたから問題はなかつたが、やがて解脱を得た仏弟子たちによって「三歸」を与えられて比丘になつた者たち、いわば釈尊にとっては孫弟子にあたる者たちもまた「三歸」で具足戒を与えるようになり、そこで威儀進止が整わない比丘が生まれることになった。この時にはいまだ具足戒を授与する者の資格要件が定められていなかったからである。

そこで釈尊は比丘らに、

⑤「自分は如理作意し無上解脱を現証した、あなたたちも如理作意し無上解脱を現証せよ」と説かれなければならなかつた。

また、

⑥悪魔が現れて、世尊はこれを破さなければならないような状況が再び生まれた。

新しい釈尊の教え、いわば新宗教というべきものを信奉する者がねずみ算的に増え、しかもインド各地に根を下ろすという可能性が生まれたので、それに対する抵抗も激しいものになつたことが想像される。ここでもそれが説話的に表現されたのであろう。

(1) *Vinaya* vol. I p.008、『四分律』大正 22 p.787 中、『五分律』大正 22 p.104 上

[2-3] 以上のように理解すると、先の 3 つの矛盾はすべて解決することになる。それではなぜ「律蔵」が先に紹介したような奇妙な構成になつてしまつたのであろうか。「三歸具足戒」が制定された直接の原因は、世尊が弟子たちに「1 つの道を二人して行くなかれ」と比丘たちを諸国に布教に出したことであつたから、「律蔵」の編集者たちが時間的な経過を無視して、「三歸具足戒」の制定を布教に出したシーンのすぐ後に挿入してしまつたが故であらう。そこで第 1 のような時間経過に関する矛盾が生じ、悪魔が短時間の間に 2 度登場するようなことになり、「三歸」を与える比丘たちがいまだ解脱を得ていないなどの矛盾が生じることになつたのである。

しかしあるいはもっと単純に考えたほうがよいかもしれない。そもそも悪魔がここに登場し、しかも同じ問答を繰り返すのはどう考えても不自然であつて、したがって悪魔が登場する部分はあたかも引用符 (quotation mark) のような役割を果たしていると考えたらどうであらうか。②の悪魔が登場するシーンと⑥に再び悪魔が登場するシーンに挟まれた、③④⑤までのすべてが時間的経過を無視して挿入された部分である、と。そうすれば悪魔の登場に関する、少々無理な推測も行わなくてすむことになる。

ここには「律蔵」がどのように編集されているかという基本的な編集方針をさぐる秘密が隠されているような気がするが、これについては別の機会を作って考えることにしたい。

[3] ウルヴェーラ・カッサパの教化

ここで筆者が、釈尊はウルヴェーラ・カッサパの教化のためにほぼ1年をかけられたと考える根拠を示しておきたい。その根拠の1つはウルヴェーラ・カッサパの教化中に釈尊は冬を過ごされたと考えるからであり、第2はその教化中に雨期も過ごされたと考えるからであり、第3はウルヴェーラ・カッサパを初めとする三迦葉が釈尊の教えに帰信したのはこの雨期の直後であったと考えるからである。

[3-1] まず第1のウルヴェーラ・カッサパの教化中に冬を過ごされたと考える根拠を示そう。「律蔵」にはウルヴェーラ・カッサパの教化中に次のようなことがあったことを伝える。

『パーリ律』(Vinaya vol. I p.031) : (世尊が第1・第2・第3・第4・第5の神変を示された後) またそのとき螺髻梵志らは寒い冬の夜の八日祭⁽¹⁾の間の雪が降るころに (sītāsu hemantikāsu rattisu antaratṭhakāsu himapātasamaye)、尼蓮禪河で沈んだり、浮いたり、浮いたり沈んだりした (nimujjanti pi, ummujjanti pi, ummujjanimujjam pi karonti)。そこで世尊は500の火炉を神通力でこしらえた。ウルヴェーラ・カッサパは、大沙門は大神通力を有するがまだ自分のように阿羅漢ではない、と考えた。

『四分律』(大正22 p.795下) : 時に迦葉の弟子は日に三度水浴した。極寒で耐えられなかった。世尊は500の火炉を化作した。

これによってウルヴェーラ・カッサパの教化の途中で、釈尊は冬を過ごされたことは明白であろう。なおここで描かれている祭りは、テーラガーターv.287あるいはv.345に記されている「ガヤーの春の祭り (Gayāyaṃ Gayaphagguṇī, Gayāya Gayaphagguyā)」に相当する⁽¹⁾。この祭りはテーラガーターの註釈によれば「パググナ月のuttara-phagguṇa星祭りの星祭り (nakkhatta)」⁽²⁾とされる。‘phagguṇa (Skt. phālguna)’月はインド暦ではvaiśākha (vesākha)月よりも2ヵ月前の月名であり、vaiśākha月の満月は春分の頃にあたるから、これは1月ころに相当するわけであり、まさしく寒期である⁽³⁾。そしてテーラガーターv.345では、このときには早朝と日中と夕方の日に三度沐浴するという。

釈尊が初転法輪の地バーラーナシーにおいて第2回目の雨期を過ごされてから、再び6年間修行の地のウルヴェーラーに戻られたとすると、おそらく10月末の頃にはウルヴェーラーに到着されていたはずで、直ちにカッサパの教化に着手されたが、カッサパもさるもの、なかなか釈尊のいくつもの神変を使った折伏にも屈服せず、ついに寒期に突入してしまったのである。

なお Udāna 001-009は、

世尊はガヤーのガヤーシーサ(象頭山)におられた。そのとき多くの螺髻梵志らは寒い冬の夜の八日祭の間の雪が降るころに、ガヤー河で沐浴し、火祭りをしてこれで清浄となったと考えた。そこで世尊は、次のようなウダーナを唱えられた。「多くの人々はここで沐浴しているが、水では清らかとはならない。真実とダルマにおいてこそ清らかとなり、彼こそがバラモンである (na udakena suci hoti, bahv ettha nhāyatī jano, yamhi saccaṃ ca dhammo ca, so suci so ca brāhmaṇo)」⁽⁴⁾と。

とする。これは世尊がガヤーシーサにおられた時とされている。ガヤーシーサは後にふれる

ように、3人の迦葉兄弟を教化された後に釈尊が移られたところであって、その長兄のウルヴェーラ・カッサパを教化された場所とは異なる。このアッタカターもガヤーシーサを「1,000人の比丘の会処となったところ (bhikkhusahassassa okāso pahoti)」⁽⁵⁾ とするから、これはウルヴェーラ・カッサパの教化の時とは異なる時点のことと理解するのであろう。もしそうならこれは三迦葉を教化された後のことであって、螺髻梵志たちはすでに釈尊の教えに帰依しているはずであるが、しかしなおも沐浴を捨てていなかったことになる。もしそうなら、次章【5】において考察するように、筆者は釈尊と螺髻梵志たちはこの後6年間ほどこのガヤーシーサに留まったと考えているから、その間のこととも考えられる。

- (1) 南伝9 p.498の註(12)には、黒分の8日から白分の8日までのあいだ催される祭り、と解説している。しかし南伝「自説経」p.098 註12によれば、「中間の8日」とは「註釈74頁によれば摩伽月の終わり四日と頗勒婁拏月の初め四日を云ふなり。この時期は印度の極寒期にして宗教的祭事を行ふを習ひとしたるなり」としている。ちなみにマーガ月は太陽暦の1月、パググナ月は2月にあたる。
- (2) vol.II p.121
- (3) 「モノグラフ」第1号(1997年7月)に掲載した【論文2】「原始仏教時代の暦法について」p.100 参照
- (4) p.006
- (5) *Udāna-A.* p.074

[3-2] それでもカッサパは屈服せず、教化は雨期になるまで続くことになった。

『パーリ律』(Vinaya vol. I p.032)：また時に、時ならぬに大雲が現れて、雨が降り大洪水となった(mahā akāramegho vassi, mahāudakavāhako sañjāyi)。世尊が住されていたところも水に覆われた。そこで世尊は四面に水を退けられ、地の上を経行された。螺髻梵志らは世尊が水に溺れているのを心配して船に乗ってやってきた。世尊は空を飛んで船に飛びのった。ウルヴェーラ・カッサパは、大沙門は大神通力を有するがまだ自分のように阿羅漢ではない、と考えた。

『四分律』(大正22 p.796上)：その時、大黒雲が起こって大雨が降り、あたりに浸水して腰まで及んだ。世尊は地面の上を経行しておられた。迦葉は「此大沙門。神足自在得阿羅漢。……不如我得阿羅漢」と考えた。

『五分律』(大正22 p.109上)：その時黒雲から大雨が降り7日止まなかった。迦葉が様子を見に来ると、世尊は尼連禪河の水上を経行しておられた。迦葉は「是大沙門神則神矣。……然不如我已得阿羅漢道」と考えた。

『増一阿含』024-005(大正02 p.621下)：この時夜半に大黒雲が現れ大雨となって、連なること大河の如く瀑溢した。迦葉が沙門は水のために漂わされていることだろうと見に来ると、世尊は水の上を歩き、水に漬かっていなかった。

このような描写はカッサパの教化中に雨期に入ったことを物語るであろう。釈尊は成道後3回目の雨期をウルヴェーラーで過ごされたのである。それでもカッサパは屈服しなかった。

『パーリ律』は「時ならぬ雨」とするが、これは常套的表現である。

[3-3] しかしカッサパは実はやせ我慢をして抵抗していたのであった。そこでついに屈

服した。この辺の機微が次のように記されている。

『パーリ律』(Vinaya vol. I p.032) : 世尊はこの愚か者 (moghapurisa) はいつまでも「大沙門は大神通力を有するが、まだ自分のように阿羅漢ではない」と考えるに違いないと考えられて、発奮させるために「カッサパよ、あなたは阿羅漢でもなく、阿羅漢道を具足しているわけでもない。また阿羅漢となり、阿羅漢道を具足するための道も有していない (n'eva kho tvaṃ kassapa arahā, na pi arahattamaggaṃ samāpanno, sā pi te paṭipadā n'atthi, yāva tvaṃ arahā vā assa arahattamaggaṃ vā samāpanno)」と言われた。そのときウルヴェーラ・カッサパは頭をもって世尊の足を礼拝して、世尊に「世尊の元で出家して具足戒を得たい」と言った。世尊は、ウルヴェーラ・カッサパに彼の弟子たち 500 人は自由にしなさいと言われたが、弟子たちは「私たちは以前から、大沙門に信樂していました。私たちがすべて大沙門の元で梵行を修したい (cirapaṭikā mayaṃ bho mahāsamaṇe abhippannā, sace bhavaṃ mahāsamaṇe brahmacariyaṃ carissati)」と言った。

その時彼ら螺髻梵志たちは、火を祀る道具を水に流し、世尊のところで出家することを願った。世尊は「来なさい比丘たちよ、法はよく説かれた。正しく苦しみを滅するために梵行を修しなさい」と言われた。これが彼らの具足戒であった。

『四分律』(大正 22 p.796 中) : その時世尊は迦葉の心中を知り、「今観汝。非阿羅漢。非向阿羅漢道」と言われた。迦葉は「我今欲従如来所修梵行」と言った。世尊は 500 人の弟子に自分の意志で自由にすべきであることを言うように指示したが、弟子たちは、「我等久已有信心於彼沙門所。唯待師耳」といい、事火具を尼蓮禪河に流した。世尊は 500 人に布施・持戒・生天の法を説き、500 人は遠塵離苦の法眼淨を得て、世尊の元で出家して梵行を修することを願い出、善来比丘戒で具足戒を得た。

『五分律』(大正 22 p.109 上) : そこで世尊は虚空に飛び上って迦葉に言われた。「汝非羅漢。何為虚妄自称得道」と。迦葉は認めて世尊の元で出家して具足戒を受けたいと申し出た。世尊はその弟子たちは自由にすべきであるという、500 人の弟子たちは声を揃えて、「我等見仏降龍已生信心但待師耳。願皆随従。於是师徒共往仏所」と言った。そこで善来比丘戒で具足戒を与えられた。その時髭髪が自ずから落ち、袈裟と鉢が自ずから身に付いた。受戒して後、彼らは着ていた服と事火の具を尼蓮禪河に流した。

このようにウルヴェーラ・カッサパとその仲間たちである螺髻梵志は釈尊に帰依し、「善来比丘具足戒」で比丘となった。そこで彼らは事火具を尼蓮禪河に流した。

[3-4] 尼蓮禪河の川下にいたウルヴェーラ・カッサパの 2 人の弟とその仲間たちは何事があったのかと兄のところにやって来て、同じく釈尊のもとで出家・具足戒を受けたとされている。そのあたりの記述を紹介する。

『パーリ律』(Vinaya vol. I p.033) : ナディー・カッサパは毛髪や螺髻や荷を担う棒や事火具などが水に漂っているのを見て (addasa kho nadikassapo jaṭilo kesamissaṃ jaṭāmissaṃ khārikājamissaṃ aggihuttamissaṃ udake vuyhamāne)、兄に何事もなければよいのだがと思い、300 人の螺髻梵志を引き連れてウルヴェーラ・

カッサパのところに行った。そして事情を聞いて彼らも事火具を水に流し、世尊の元で善来戒によって具足戒を得た。

ガヤー・カッサパも毛髪や螺髻や荷物や事火具が水に漂っているのを見て、兄に何事もなければよいのだがと思い、200人の螺髻梵志を引き連れてウルヴェーラ・カッサパのところに行った。そして事情を聞いて彼らも事火具を水に流し、世尊の元で善来戒によって具足戒を得た。

『四分律』(大正22 pp.796中～797上)：迦葉の弟の那提迦葉は尼連禪河の下流に300人の弟子と住んでおり、水に事火具などが漂っているのを見た。迦葉の末弟の伽耶迦葉は200人の弟子と象頭山に住んでいた。那提迦葉からこの知らせを受けた伽耶迦葉は200人の弟子を引き連れて那提迦葉のところに行き、一人の弟子を使いに行って様子を知ると、あの聡明な大兄が大沙門の元で出家したということは必ずや素晴らしいことに違いないと考えて、二人の兄弟はそろって500人の弟子を連れて兄のところに行き、世尊の説法を聞いて法眼淨を得、世尊の元で出家することを願い出た。世尊は善来戒で彼らに具足を与えた。

『五分律』(大正22 p.109中)：迦葉に二人の兄弟があった。大なるを那提迦葉といい、小なるを伽耶迦葉といい、それぞれ300人、200人の弟子を持っていた。二人は兄から1由旬ほど下流に住んでいたが、兄の事火具が水に流されてくるのを見ると、心配して500人の弟子を連れて流れをさかのぼって兄のところに行った。兄が大沙門の弟子になったことを知ると、智慧第1の兄が弟子になったのだから間違いあるまいと考えて、出家を願い出た。世尊は善来戒を与えた。

Theragāthā vs.340~344 (p.038)：私(Nadikassapa)の利益のために仏は尼連禪河にやって来て、私はその法を聞いて邪見を捨てた。……

Theragāthā vs.345~349 (p.039)：(Gayakassapaの詩)8つの流れに潜ってすべての悪を流し、三明を得、仏の教えを実行した。

Apadāna 003-054-535 (p.481)：私と弟のナディー・カッサパ、ガヤー・カッサパは世尊の神変に教化されて、世尊の元で出家して、弟子たち1,000人とともに阿羅漢果を得た。

『増一阿含』024-005(大正02 p.622上)：その時水に順じて流れを下ると、梵志あって名を江迦葉といい、水の側に住していた。この時江迦葉は呪術の具が尽く水に漂っているのを見て思った。「咄哉、我大兄は水に溺れたのだ」と。是の時江迦葉は三百の弟子を将いて……。その時水に順じて下ると梵志あり、名を伽夷迦葉といい、水の側に住していた。遥かに呪術の具が水に漂っているのを見て、次のように思った。我の二人の兄は学道の途中にあつて、二大迦葉は水に害されたに違いない、と。即ち二百弟子を将いて、水に順じて流れを上ると……。

『根本有部律』「泥薩祇波逸底迦 004」(大正23 p.717上)：また烏盧頻螺林の側に至り、千外道を度し出家受具させた。

『根本有部律』「苾芻尼波羅市迦 001」(大正23 p.911上)：留髻外道一千人等を並んで帰仏せしめ出家近円せしめた。

『根本有部律』「苾芻尼泥薩祇波逸底迦 004」(大正23 p.948中)：烏盧頻螺林側に至

り千外道を度し出家近円せしめた。

『根本有部律』「破僧事」（大正24 p.133下）：その時優樓頻螺迦提に弟が二人あった。一は名を那提迦提といい、二は名を伽耶迦提といい、各弟子二百五十人を有していた。先に尼連禪河岸の勤修梵行処において寂靜行を修め、那提迦提は尼連河下流に住し、後に一時において尼連禪河中に鹿皮や樹皮・錫杖・祭器等の物が並んで漂没しているのを見た。見終わって皆思った、……。

このようにウルヴェーラ・カッサパとその仲間たち500人が尼連禪河に流した火を祀る道具が川下のナディー・カッサパ、ガヤー・カッサパのもとに流れ着いたので、心配してやってきた彼らも釈尊の教えに帰信して「善來」によって出家・具足戒を得たとする。

尼連禪河は乾期にはほとんど水がなくなって、あっても水たまりのようになり、水の流れに事火具が流されるというような状況にはならない。したがってこの時にはまだ雨期が終わったばかりで流れがあったのであろう。故に筆者は雨期が終わったところに三迦葉は帰信したと考えるのである。

先にも書いたようにガヤー地方の雨期は7月から9月までの3ヵ月くらいであるから、おそらく10月にはなっていたであろう。すなわち釈尊は前年の10月にウルヴェーラにやって来られて翌年の雨期を過ごし、それから満1年を迎えた時に、三迦葉の教化に成功されたのである⁽¹⁾。『パーリ律』は3,500の神変を現したとするから、三迦葉の教化が一大事業であったことを象徴的に表わしているわけである。またこのことは、これらの記述のページ数が「律藏」受戒韃度全体のページ数に占める割合の大きいことでもうなずける。

- (1) 三迦葉の教化を伝える仏伝經典の紹介は省略するが、典籍と該当箇所のみ記しておく。なお略称は【資料集3】「仏伝諸經典および仏伝関係諸資料のエピソード別出典要覧」（「モノグラフ」第3号 200年9月）に従う。NK. (vol. I p.082)、*Jātaka*469 vol. IV p.180、中本（大正04 p.151下）、瑞応（大正03 p.482下）、異出（大正03 p.620中）、普曜（大正03 p.532上）、方広（大正03 p.612中）、十二（大正04 p.147上）、仏讚（大正04 p.031下）、BC. (16-36)、行経（大正04 p.080中）、過去（大正03 p.649下）、集経（大正03 p.849下）、MV. (vol. III p.424, Jones III p.425)、衆許（大正03 p.961上）

[3-5] このように釈尊でさえ三迦葉の教化には長い時間を必要とされた。このことを考えると、釈尊と同時に諸国に布教に出た仏弟子たちの苦勞も並大抵のことではなかったであろう。「律藏」には、釈尊がまだウルヴェーラに出発されない間に、諸国に布教に出た仏弟子たちが続々と帰ってきて、釈尊も比丘たちもその応接に忙しかったというように描かれているものもあるが、とてもそういう状況ではなかったであろう。

それでも仏弟子たちは諸国に遊行に出てから2年、3年とたつうちに、ようやく出家具足戒を受ける希望者を連れて、釈尊のもとに帰る者が出はじめたかもしれない。そしてそれが続いた結果、弟子たちが疲れ果てたので、釈尊は仏弟子たちに出先において「三歸依具足戒」によって自分たちが具足戒を与えることを許されたのである。

それはいつごろのことであつたのであろうか。

[4] 三迦葉の教化の後の釈尊の動き

「三歸依具足戒」の制定年を検討する前に、三迦葉の教化の後の釈尊の動きを簡単に見ておこう。

[4-1] 釈尊は三迦葉の合計すると 1,000 人の仲間たちに出家と具足戒を与えられた。この数字が大きさであることはいうまでもないが、しかし一度にたくさんの弟子ができたのは事実であったであろう。そこで「釈尊を指導者（後には和尚）とするサンガ」はウルヴェーラーという小さな村では生活の資が得られなくなったのであろう。そのため生活の拠点を大都市であったガヤーの近郊の、これまではガヤー・カッサパが本拠としていたガヤーシーサ（象頭山）に移された。そこで世尊はこれら 1,000 人の比丘らに心解脱を得させたとする。この資料には次のようなものがある。

『パーリ律』（*Vinaya* vol. I p.034）：時に世尊はウルヴェーラーに随意の間住された後、ガヤーシーサに向かつて、皆もと螺髻梵志である大比丘衆 1000 人を引き連れて遊行された（*atha kho bhagavā uruvelāyaṃ yathābhirantaṃ viharitvā yena gayāsisaṃ tena cārikaṃ pakkāmi mahatā bhikkhusaṃghena saddhiṃ bhikkhusahassena sabbehi' eva purāṇajaṭilehi*）。

そこで世尊は彼らに一切は燃えているという喩えをもって、「貪・瞋・癡の火によって、生老病死の苦しみにさいなまれている。これを厭離し、離貪し、解脱し、阿羅漢果を得なければならない」と説かれた。これを聞いて 1,000 人の比丘は心解脱した。

『四分律』（大正 22 p.797 上）：世尊は 1,000 人の梵志に具足戒を与えられると、象頭山に行き、三事をもって教化された。神足をもって教化する神足教化と、これを思惟し、念じ、滅し、成就すべきであると教える憶念教化、一切は貪・瞋・癡の火によって生老病死に苦しまされていると説法する説法教化である。このとき 1,000 人の比丘はこの三事教授をもって心解脱した。

『五分律』（大正 22 p.109 中）：世尊はこの大勢の飲食臥具をどこで手に入れようか、伽耶山なら得られると考えられて、1,000 人の比丘を引き連れていき、そこで先にウルヴェーラー・カッサパになしたような神足教誡、これを思い、憶念し、修すべきであると教える説法教誡、一切は貪・瞋・癡の火によって燃えていると説く教勅教誡をなされた。この説法によって 1,000 人の比丘は心解脱した。

SN.035-028 (vol.IV p.019)：世尊はガヤーシーサに 1,000 人の比丘と一緒に住されていた。そこで世尊は比丘らに、「一切は燃えている (*sabbaṃ ādittaṃ*) 」と説かれた。

Apadāna 003-054-535 (p.481)：（ウルヴェーラー・カッサパのアパダーナ）私と弟のナディー・カッサパ、ガヤー・カッサパは世尊の神変に教化されて、世尊の元で出家して、弟子たち 1,000 人とともに阿羅漢果を得た。

『雜阿含』197 (大正 02 p.050 中)：一時仏は迦闍戸利沙支提に千比丘たちといっしょに住していた。皆な旧縈髮婆羅門であった。その時世尊は三種示現をなし教化して、

「一切焼然」と説かれた。その時千比丘は仏の所説を聞いて、諸漏を起こさずして心に解脱を得た。

『増一阿』含 024-005 (大正 02 p.622 下) : 是の時世尊は此の三事を以て千比丘を教化された。是の時彼の比丘は仏の教えを受け已り、千比丘の尽くは阿羅漢を成じた。そのとき閻浮提には千の阿羅漢とおよび五比丘があった。

『根本有部律』「泥薩祇波逸底迦 004」(大正 23 p.717 上) : また伽耶山頂に至り、三神変を現して教化し、安隱涅槃に住せしむ。

『根本有部律』「苾芻尼泥薩祇波逸底迦 004」(大正 23 p.948 下) : 伽耶山頂に至りて三神変を現し、教化して安隱涅槃に住せしむ。

『根本有部律』「出家事」(大正 23 p.1027 上) : 其の処に一大仙有りて名を迦提と曰う。並びに諸弟子一千人とともに仏の説法を聞き、咸く出家及近円を受けんことを請う。仏は伽耶頂制底所有伽耶に到り、迦提に三種神変事を示現し已りて、遂に迦提をして円寂処に住せしむ。

『根本有部律』「破僧事」(大正 24 p.134 中) : 爾の時世尊、一千被髮外道を度し、具足戒を受けしむ。優樓頻螺の地に於て随意に住し已り、漸漸に遊行して伽耶山に至り、其の山頂の宰堵波処に住す。……世尊の此の法を説く時、彼の千苾芻は後有受けざるが故に、諸有漏心に於て解脱を得、皆な阿羅漢果を得ず。

このようにウルヴェーラーから 15 キロほど尼蓮禪河 (Nerañjarā) を下って、ガヤー近郊のガヤーシーサに本拠を移し、ここで 1,000 人の三迦葉の仲間を指導して、彼らに心解脱を得させたとされる。情報伝達手段の原始的であった当時においては、釈尊が動かれると、地方に布教に出ている仏弟子たちが釈尊から善來具足戒を与えてもらおうと帰ってきてても釈尊をつかまえることができなくて困ったであろうが、ウルヴェーラーからガヤーシーサまでの移動なら支障はなかったであろう (1)。

(1) これを伝える後期の文献名と所在のみを紹介しておく。 *Nidānakathā* (*Jātaka* vol. I p.082)、『中本起経』(大正 04 p.151 下)、『仏所行讃』(大正 04 p.031 下)、*Buddhacarita* (16-37)、『仏本行集経』(大正 03 p.850 中)、『衆許摩訶帝経』(大正 03 p.962 上)

[4-2] 「律蔵」ではこの後、世尊が 1,000 人のもと螺髻梵志たちを連れて王舎城に移動するシーンがつづく。先にも書いたように情報伝達手段には口コミしかなかった時代であるから、ウルヴェーラーから目と鼻の距離であるガヤーならともかく、ガヤーから王舎城までは 50 キロほど離れているから、もしこのとき世尊が前触れもなく王舎城に移動されてしまうと、諸国に布教に出ている仏弟子たちが、世尊をつかまえることができなくなるという大きな問題が生じたはずである。

したがって筆者はおそらく世尊が「三歸依具足戒」を許されたのは王舎城に移動された時ではなかったかと考える。なぜならこれを許された後は、諸国に遊行に出た仏弟子たちが出家希望者を連れて世尊のところに帰る必要もなくなるからであり、このことは逆に世尊が動き回ることで自由を獲得されたことを意味するからである。こうして初めて世尊は王舎城に移動して、時の最大の権力者であったピンピサーラ王を教化することができるように

なったのである。

このように考えることができるとするなら、「三歸依具足戒章」はガヤーシーサで三迦葉の仲間の1,000人の螺髻梵志が解脱を得たところで終わり、釈尊が王舎城に向かって出発するところから「白四羯磨具足戒章」が始まるとしてよいであろう。『パーリ律』では1,000人の螺髻梵志が解脱を得たところで〔第3誦品ウルヴェーラ神変終わり〕としている。

〔5〕ウルヴェーラーとガヤーシーサ滞在期間

以上のように、おそらく釈尊はウルヴェーラーにおいてウルヴェーラ・カッサバを教化され、その後ナディーとガヤーの二人の弟、ならびに彼らの仲間であった合計1,000人の螺髻梵志たちを教化され、そのあとガヤーシーサに移って彼らを指導教育されて、そのすべてに心解脱を得させた。この人数といい、すべてに阿羅漢果を得させたことといい、おそらく説話的な誇大な表現であるに違いなく、その時間もほんのわずかな時間であるように描かれているが、これも説話的な表現といわなければならないであろう。

それでは釈尊がウルヴェーラーに来られてから、ガヤーシーサで1,000人の螺髻梵志に心解脱を得させ、王舎城に向かって出発されるまでの期間はどのくらいであったのであろうか。換言すれば「三歸依具足戒」が制定されたのはいつごろのことであったかということになる。次にこれを考えてみたい。

〔5-1〕『パーリ律』の〔第3誦品ウルヴェーラ神変〕自身のなかには、少なくともウルヴェーラ・カッサバを教化するまでにほぼ1年間を経過したという情報しか残されていない。あるいは先に紹介した *Udāna 001-009* が「世尊はガヤーのガヤーシーサにおられた。そのとき多くの螺髻梵志らは寒い冬の夜の八日祭の間の雪が降るころに、ガヤー河で沐浴し、火祭りをしてこれで清浄となったと考えた」⁽¹⁾ とするのは、釈尊たちがガヤーシーサに移られてからも「八日祭」があり、ここでも1年間を過ごしたことを暗示しているのかもしれない。

また釈尊でさえウルヴェーラ・カッサバを教化するのに1年間も要したとすれば、諸国に派遣された仏弟子たちの教化はそれほどはかばかしいものでなく、その数年後に帰ってくるということもあったかもしれない。それほどでなくとも、そのエピソードは諸国に布教に出ては帰ってき、また出かけていっては帰ってくるということが続いて、だから比丘たちが疲れ果てたと考えれば、それは2年や3年のことではなかったであろう。

(1) p.006

〔5-2〕そこで思いつかれるのが、*DN.014 Mahāpadāna-s.*、『長阿含』001「大本経」、法天訳『毘婆尸佛経』、*Mahāvadānasūtra*などに記される過去仏の1人であるヴィパッシン仏の事績である。ここにはヴィパッシン仏など過去7仏の種姓（四姓）・姓・年寿などが説かれているが、特にヴィパッシン仏についてはその伝記がかなり詳細に記されており、それは釈迦牟尼仏の生涯が反映されているものと考えられる。この一節に、ヴィパッシン仏の

初転法輪によって8万4千人の弟子が出家し、彼らは心解脱したが、その弟子比丘らに「遊行せよ、1つの道を二人して行くなかれ。法を聞かなければ退転するも、法を聞けば悟る者もあるであろう」と布教に出したとされている。

この部分を上記の各経は次のように表現している。

DN.014 *Mahāpadāna-s.* (大本経 vol. II p.045) : ヴィパッシン仏は弟子たちに、1つの道を二人して行くな、6年ごとに (*channaṃ channaṃ vassānaṃ accayena*) 波羅提木叉を誦すために戻ってきなさい、と説かれた。

『長阿含』001「大本経」(大正01 p.009下) : 爾の時如来は考えられた。今此の城内には十六万八千の大比丘衆がいる。各二人を遣して俱に在在処処に遊行させ、六年に至らば還来して、城内に具足戒を説こう、と。

法天訳『毘婆尸仏経』(大正01 p.157下) : 時に毘婆尸仏は考えられた。此の大苾芻衆は満度摩城に住す。宜しく応に減少して六万二千苾芻をして諸方に往詣し、聚落に遊行して随意に修習せしめ、六年を経し後に満度摩城に歸し、波羅提目叉を受持せしめん、と。

Mahāvādānasūtra (*The Mahāvādānasūtra, A New Edition Based on Manuscripts Discovered in Northern Turkestan.* ed. by Takamichi Fukita, Sanskrit-Wörterbuch der buddhistischen Texte aus den Turfan-funden Beiheft 10, Vandenhoeck und Ruprecht, 2003, pp. 152, 154.) : 6年後に (……*tarhi Bandhumatīm rājadhānīn niḥśṛtya mahān bhikṣusamghaḥ pravivasati yad uta dvāṣaṣṭabhikṣuśatasahasrāṇi bhagavān śrāvakān udyojayet aham api, tathā kariṣyāmi yathā bhikṣavaḥ ṣaṅṅāṃ varṣāṅāṃ atyayād Bandhumatīm rājadhānīm āgamiṣyanti prātimokṣasūtroddeśaṃ śrotum.*)

このようにこれらには、ヴィパッシン仏が「1つの道を二人して行くなかれ」と布教に出した時、「6年後に」あるいは「6年ごとに」帰ってきなさいと説かれたとされている。それは何のためだったかといえ、「大本経」は「具足戒を説くため」とするが、DN.014は「波羅提木叉を誦すため」とし、『毘婆尸仏経』は「波羅提目叉を受持せしめ」とし、*Mahāvādānasūtra*は「波羅提木叉を誦すため」とするから、あるいはこれは布薩を行うためであったのかもしれない⁽¹⁾。しかしながら第【1】章において紹介した、波羅夷罪第1条の制定因縁として語られるヴェーランジャーでの説法では、『四分律』はヴィパッシン仏は波羅提木叉を説いたため法が久住したが、『パーリ律』と『五分律』はヴィパッシン仏は波羅提木叉を説かなかつたために法は久住しなかつたとしている。もしこれに順じて考えるならば、DN.014が「波羅提木叉を誦すため」というのは矛盾するわけであり⁽²⁾、また『長阿含』は『四分律』と同じく法蔵部伝承であるとされるから⁽³⁾、『長阿含』001が具足戒を説こうとしているのに、『四分律』はヴィパッシン仏は波羅提木叉を説いたとしているから、これはまた違った意味で矛盾するということになる。このように6年後、ないしは6年ごとに何が説かれたのかははっきりしないが、これらがいう場面は「1つの道を二人して行くな」という、今ここに検討しているテーマに重なっていることは間違いないから、これは仏弟子たちを布教に出してから「三歸」を許されるまでの期間を表わしていると解することもできるのではなかろうか。また6年という数字も説話的な数字であるとも考えられるが、

しかし *Mahāpadāna-s.* に説かれる過去諸仏の年齢は何万歳という数字であり、僧会の数も何万人という数字であるに対して、この6年は現実的なものがあって、あながちに捨てきれないものを感じる (4)。

もしこのように考えることが許されるならば、釈尊が仏弟子たちを布教に出してからしばらくの間、彼らは諸国と釈尊のもとを行ったり来たりしているうちに疲れはて、また途中で死亡する出家希望者も出たりしたので、6年後に仏弟子自らが三歸で具足戒を与えるのを許されたということになる。

以上のように筆者は、釈尊が鹿野苑において教化した『パーリ律』では60人の阿羅漢たちを「1つの道を二人して行くな」と教化に出されてから、「三歸依具足戒」を許されるまでの間に6年ほどの年月を経過したと推測してよいのではないかと考えるのであるが、実は次のような状況証拠も勘案すると、まんざら荒唐無稽な推論ではないことがわかってもらえるのではないかと思う (5)。

- (1) ヴィパッシン仏が説いた波羅提木叉は、「忍辱・苦行・忍耐は最上であり、涅槃は最上であると諸仏は説かれる。……これは諸仏の教えである (Buddhāna sāsanaṃ)」というものであった、とされている。したがってこれは布薩のことをいっているわけである。p.049
- (2) *Samantapāsādikā* (vol.I p.185) は次のようにいう。「(ヴィパッシン、シキン、ヴェッサブー仏は) 声聞たちに学処を制せず」とは、声聞たちに過失がない故に、過失に従って制定されるべき威力学処? (*āṇāsikkhāpada*) が、七聚罪によって制定されなかった〔の意である〕。「波羅提木叉を誦出しなかった」とは半月毎に威力波羅提木叉 (*cāṇāpātimokkha*) を説かなかった〔の意である〕。教誡波羅提木叉だけを彼らは説いた。それも半月毎ではなかった。かくして世尊ヴィパッシンは6年毎に二回ずつ教誡波羅提木叉 (*ovādapātimokkha*) を説いた。ご自身だけが説いた。しかるに彼の声聞は、各自の居所において説かなかった。閻浮洲全土においてたった一处で、王の都バンドゥマティーのケーマ鹿野園において、世尊ヴィパッシンの居所において、全ての比丘僧伽が布薩を行った。それは僧伽布薩だけであり、ガナ布薩、個人の布薩、清浄布薩 (己の清浄なることを伝えて布薩会に出席するに代える)、受持布薩はなかった。」と。すなわち布薩と考えているわけである。
- (3) 『新国訳大蔵経 長阿含経 I』(1993年1月 大蔵出版社)の解説参照。p.037
- (4) 諸仏の年寿は、ヴィパッシン仏：8万歳、シキン仏：7万歳、ヴェッサブー仏：6万歳、カクサンダ仏：4万歳、コーナーガマナ仏：3万歳、カッサバ仏：2万歳、釈迦牟尼仏：長くとも100歳とし、僧会の数はヴィパッシン仏：第1僧会=680万人、第2僧会=10万、第3僧会=8万、シキン仏：第1僧会=10万、第2僧会=8万、第3僧会=7万、ヴェッサブー仏：第1僧会=8万、第2僧会=7万、第3僧会=6万、カクサンダ仏：第1僧会=4万、コーナーガマナ仏：第1僧会=3万、カッサバ仏：第1僧会=2万、釈迦牟尼仏：第1僧会=1,250人とする。
- (5) 【論文16】「遊行と僧院の建設とサンガの形成」のp.012以下に次のように記しておいた。
もちろんこれは釈迦牟尼仏の事績ではないのであるが、「三宝歸依具足戒法」を制定して、諸国に布教に出した弟子たちに自分たちの弟子を取ることを許された直接の理由は、諸国に布教に出された弟子たちが、新たに弟子になりたいと望む者たちをはるばる釈尊のもとに連れ帰ってはまた出かけるということを繰り返す生活に疲れ果てたからであって、それは1年2年の短期間であったとは考えられないし、後に記すように「白四羯磨具足戒」法の制定年などを勘案すると、これは合理的な数字のように考えられるからである。もしこのように考えることが許されるならば、成道後第4、5、6、7、8、9回日の雨期をこの地で過ごされたことになる。その間に釈尊の弟子集団は徐々に膨れ上がり、その拠点とするためにはウルヴェー

【4】三歸依具足戒法の制定とサンガ祖形の形成

ラーはあまりにも小規模な村であったため、おそらくいずれかの時点で本拠はその近くの都会であったガヤーの近郊に移されていたであろう。『パーリ律』の「小品」では、釈尊はウルヴェーラーに随意の間住された後に、1,000人のもと螺髻梵志であった大比丘衆を引き連れてガヤーシーサ (Gayāsīsa) に移り、そこで1,000人の比丘たちは心解脱したとしている。このガヤーシーサは現在のガヤー市の郊外にある Brahmayoni 山に比定されており、ガヤーはもともと三迦葉の1人のガヤー・カッサバが本拠としていたところであって、ウルヴェーラーは現在はブッダガヤーといわれるように、ウルヴェーラーとは同じ文化・経済圏に属する大都市であった。

そしてこの第9回目の雨期を終えて諸国に出発する仏弟子たちに対して、三歸依戒によって仏弟子たちが現地で自分の弟子を取ることを許された。仏成道第9年の後半期のことであった。これ以降諸国に布教に出た仏弟子たちは、それぞれその地に留まり、それぞれの地に仏教が定着することになった。

[5-3] その状況証拠の第1は、「三歸」の制定は実はその後の仏教のサンガの基本的構造を決定した釈尊教団形成上のエポックメイキングな事績であり、何となく短期間のうちに形成されたとは考えられないということである。

釈尊はおそらく「1つの道を二人して行くな」と仏弟子たちを布教に出し、自らはウルヴェーラーに戻られた当初は、新たに出家・具足戒を求める者には「善来比丘具足戒」ですべてを自分の直弟子にしようと考えられていたのであろう。だからこそ自分は「ウルヴェーラーに行く」とそれからの所在を示されたのであり、実際に三迦葉やその仲間たちには「善来」を与えて比丘とされた。同様に布教にでた仏弟子たちが出家希望者を連れて来たときには、これまた「善来」で自分の弟子とされていたのである。

ところが行ったり来たりする仏弟子たちに疲れが見えてき、また徐々に地方からの出家希望者が増えてくると、これから先も出家して比丘になりたいと願う者のすべてを自分がじかに指導教育することが無理であることを感じられるようになったであろう。そこで「三歸」によって布教に出た仏弟子たちが自分で具足戒を与えることを許されることになったわけであるが、この時には釈尊はこれら新参比丘までも自分の弟子にするとは考えられなかったであろう。なぜなら彼らも自分の弟子とするとしたら、例えば五比丘などを自分の代理者に任命して、この代理者を地方に派遣して、地方に教会のようなものを作り、釈尊の指示・権限のもとに出家・具足戒を与え、教育指導するという形になったはずであるからである。要するにカトリック教会のような中央集権的な統制のとれた教団にするという方向性がつくられたはずである。

しかしながら釈尊は仏弟子たちに「三歸」で具足戒を与えることを許された時には、まるで仏弟子たちに全権を委任したように、新参比丘に対する措置方法を指示されなかった。そのために威儀が整わない比丘が生じるという問題が生じてしまったわけである。このように「三歸」で仏弟子たち自らが具足戒を与えることを許されたことには問題点が含まれていたが、しかし方向性としては、中央集権的ではない、布教に出た直弟子たちに全権を委ねるような方向に向いていたのであって、これが後にはまさしくカトリック教会とは対極にあるような見事な地方分権的な組織となったわけである。これについては「モノグラフ」第13号(2008年3月)に掲載した【論文14】「『釈尊のサンガ』論」を参照されたいが、このよ

うな組織の「祖形」がこの時に成立したのである。

もちろんこの時点で釈尊が後に完成された「釈尊教団」のようなものをすでに頭に描かれていたとするなら、もう少し丁寧に新参比丘に対する教育方法などを指示されたはずであるから、そういうことはありえないであろう。しかし今のこの方向性は、それまでのすべての弟子を自分の管轄下において自分自らが指導するという考えとは対照的なものなのであるから、「1つの道を二人していくなかれ」と弟子たちを布教に出した直後に、考えが変わったとは考えにくい。おそらくこのような地方分権的なゆるやかな統治組織の教団をイメージするまでには、釈尊の教えが遠隔の地域にも徐々に広まり、また弟子たちの数がだんだん増えていくという状況のなかで変化したはずであって、この祖形モデルを頭の中に描かれるまでにはそれなりの時間が必要であったであろうと考えるのである。

[5-4] 第2の状況証拠は、次章【5】のテーマになる「十衆白四羯磨具足戒」の制定に係わる。先取りして述べると、釈尊は「十衆白四羯磨具足戒」を制定された時に、新参比丘の「和尚」となる者は具足戒を受けてから10年以上経過した上座でなければならないと定められた。ということはこの規定が定められたのは、最初の弟子であるアンニャーコンダンニャが具足戒を受けてから少なくとも10年以上は経過していなければならないということの意味する。なぜならその時点で法臘10歳以上の比丘が存在しないとするならば、この規定は意味をもちえないからである。そうだとすると釈尊がウルヴェーラーに來られてから王舎城に出発するまでにもそれなりの時間が経過していなければならないはずで、それを6年くらいと考えるとちょうど辻褄が合うように考えられるのである。

[5-5] そして第3の状況証拠は、これまで考察したように、「三歸依具足戒法」はかなりの問題を内包する具足戒法であり、それゆえにこれを公認の具足戒法と認めない「律蔵」もあるほどであるのであって、したがってこれが行われていた期間はごく短期間であったであろうということである。このように考えると、これが行われるようになったのはそれほど早くないということになるからである。

[5-6] 以上のように釈尊が「1つの道を二人して行くなかれ」と仏弟子たちを布教に出されると同時に、自分はウルヴェーラーに行かれ、三迦葉を教化されてから「三歸」が制定されるまでに6年ほどは経過していたとしてよいのではないかと考えるのであるが、この制定年度は「十衆白四羯磨具足戒」制定年とも関連するので、今は結論を下さず、次章においてより精密に考察することにした。

小 結

以上のように「三歸」が公認の具足戒であったかどうかについては「律蔵」によって異論があるが、釈尊が「1つの道を二人していくなかれ」と仏弟子たちを布教に出し、公認にせよ、あるいは非公認にせよ、地方において仏弟子たちがそれぞれ出家を希望する者に具足戒

を与えたとすると、このとき仏教の歴史は1つの展開をしたことになる。この意味を簡単に整理すると次のようになる。

- (1) 釈尊が一手に掌握していた人事権（出家具足戒授与権）が仏弟子たちにも委譲された。
- (2) 換言すれば釈尊教団がそれまでの釈尊による専制君主的体制から民主的体制に移行したということの意味する。またこれまでは釈尊のおられるところが教会であったが、これによって地方にも教会が置かれることになり、中央集権的体制が地方分権的体制に移行したということの意味する。
- (3) またこれは釈尊の教えが「大衆化」されたことを意味するといってもよいであろう。たとい釈尊と会ったことのない、釈尊のおられるところと遠く離れた「どこ」にいる「誰」でも、仏・法・僧に帰依することを表明すれば「容易」に具足戒を受けることができるようになったからである。

このように公認であろうと非公認であろうと、あるいはそれが「三歸」であろうと「善來」であろうと、地方に布教に出た仏弟子たちが出先で出家希望者に具足戒を与えたとすると、それは釈尊教団が一気に新体制に移行したことを意味し、これによって「大衆化」がもたらされた。

それにも拘わらず、この時点ではどのような者が具足戒を与えられる資格を有し、どのような者はふさわしくないという資格審査基準もなく、また新参比丘をどのように教育するかという教育体制も、地方教会の運営システムも整備されていなかった。いわばすべての面において放任状態となってしまったわけである。そこで次章に検討するように、威儀が整わない比丘が出現し、病比丘を放置して死なせるといような問題が生じ、「十衆」が制定される因縁となったのである。釈尊が「善來比丘具足戒」で新参比丘のすべてを自分の弟子とし、自らが彼らを教育されていた時代は、五比丘もヤサとその友人たちも、そして三迦葉とその1,000人の仲間たちもすべてが解脱を得た⁽¹⁾とされることに象徴されるように、このような問題は生じなかったであろう。しかるに諸事万端が整わないままに放任状態となってしまった新体制には、おのずからにこのような問題を内包していたのである。

- (1) 30人の賢衆については『パーリ律』や『四分律』では厭塵離垢の法眼を得たとしかされていないが、『五分律』は阿羅漢になったとする。なお『パーリ律』『五分律』は30人とするが、『四分律』は50人とする。Vinaya vol. I p.023, 大正22 p.107上、p.793上

【4】三歸依具足戒法の制定とサンガ祖形の形成